

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社青空
主たる事務所の所在地	(〒236-0021) 横浜市金沢区泥亀1-15-2ひいちやビル3階
代表者（職名・氏名）	代表取締役 山口ひとみ
設 立 年 月 日	平成14年12月12日
電 話 番 号	045(791)6614

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	宅老所 えん	
サービスの種類	横浜市介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業 (横浜市通所介護相当サービス)	
事業所の所在地	(〒236-0028) 横浜市金沢区洲崎町1-3	
電 話 番 号	045-370-9031	
F A X 番 号	045-370-9041	
指定年月日・事業所番号	平成23年11月1日	1470801760 号
管 理 者 の 氏 名	森岡薫	
実施単位・利用定員	1単位	定員13人
事業所営業日・営業時間	月曜～土曜の8時30分～17時30分 (日曜、12月29日～1月3日は除く)	
通常の利用サービス提供地域	金沢区	
第三者評価受審の有無	無	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業による第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

- (1) 第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成
- (2) 生活指導（相談援助等）
- (3) 機能訓練
- (4) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- (5) 健康状態の確認
- (6) 給食
- (7) 入浴

5. 営業日時

事業所 営業日時	月曜日～土曜日/8時30分～17時30分 (日曜日、12月29日～1月3日は休業)
サービス 提供時間	9時30分～16時30分

6. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1名
生活相談員	利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や介護サービス計画の作成を行います。	3名
介護職員	送迎・入浴・排泄・食事の介護等や機能訓練・口腔機能向上等を他の指導員とともにを行います。	6名
看護職員	サービス提供前後及び提供中の利用者の心身状況等の把握を行います。利用者の病状が急変した場合等に、主治医等の指示を受け必要な看護・措置を行います。	4名
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、介護予防通所介護における機能訓練プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	4名
調理員	昼食・おやつ調理を行います。	3名

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってのご相談、お問合せ、ご要望等については「生活相談員」にお気軽にご連絡ください。

担当職員の氏名	生活相談員 森岡薫・阿部未来・覚田扶美江
---------	----------------------

8. 地域包括支援センター並びに介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携

サービスの提供にあたり、地域包括支援センター並びに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡し、調整いたします。

9. 職員研修

通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 6か月以内
- 2 継続研修 年6回

10. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。

（1）第1号通所事業・横浜市通所介護相当サービスサービスの利用料

【基本部分：横浜市通所介護相当サービス】

サービス名称	サービスの内容	単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型 独自サービス1 (1月につき)	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援 (事業対象者・要支援1)	1,647	1,765円	3,531円	5,297円
通所型 独自サービス/22 (1月につき)	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援 (要支援2)	1,647	1,765円	3,531円	5,297円
通所型 独自サービス2 (1月につき)	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援 (事業対象者・要支援2)	3,377	3,620円	7,240円	10,861円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 要介護認定の申請日以降、要介護認定前でもサービスをご利用できます。但し、認定結果によって利用額が限度額を超えた場合、その超えた金額は、ご利用者に負担していただくことになります。

【加算：横浜市通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
※サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者、要支援1 (週1回程度)	72	77円	154円	232円
		要支援2(週1回程度)	72	77円	154円	232円
		事業対象者、要支援2 (週2回程度)	144	154円	308円	463円
※介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、 一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の59/1000 ×11.12				

(注3) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注4) 介護職員処遇改善加算Ⅲは加算Ⅱの90%、加算Ⅳは加算Ⅱの80%となります。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
紙パンツ代	紙パンツの提供を受けた場合、1回につき110円の実費をいただきます。
紙パッド代	紙パッドの提供を受けた場合、1回につき30円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料等

区分	キャンセル料
① 利用日の前日の 17:30 までにご連絡をいただいた場合	無料
② 利用日の前日の 17:30 までにご連絡がなかった場合	700円(食費実費負担分)をお支払頂きます。

(4) 支払い方法

上記(1)及び(2)(3)の料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月1日から末日までの合計額を翌月27日にご指定の金融機関の預金口座より自動引落によるお支払となります。

1 1. 運営推進会議の設置

当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、近隣の介護保険サービス事業所職員等

開催：6か月に1度以上開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。記録は事務所において閲覧できます。

※運営推進会議開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

1 2. 緊急時及び事故発生時の対応

- ① サービスの提供中に、ご利用者の容体の変化等があった場合は、医療機関及びご家族並びに必要と判断される関係者等に直ちに連絡し、必要な措置を講じます
- ② ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者（市区町村）にも連絡し、事故の原因を解明するとともに再発を防ぐための対策を講じます。
- ③ 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 3. 身体的拘束等

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者または家族に説明を行います。やむを得ない事情により、事前に説明を行わなかった場合には、身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

1 5. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (3) 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。
- (4) サービスご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振り替えることができませんので、ご了承ください。
- (5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

17. 相談・苦情対応方法

- (1) 相談・苦情のお申し出があったときは、お申し出の内容について、真摯に受け止め、懇切丁寧に対応いたします。
- (2) お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。
- (3) 対応結果につきましては、文書又は口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

18. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	045-370-9031
	管理者	森岡 薫
	生活相談員	森岡 薫・阿部 未来・覚田 扶美江

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。
(行政の相談窓口)

お住まいの市、区役所の介護保険担当窓口です。

区市町村等	担当部署	連絡先電話番号
金沢区	高齢・障害支援課	045 - 788 - 7868
横浜市	長寿社会課	045 - 822 - 2411

(神奈川県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口)

介護保険課介護苦情相談係	
専用電話	0570-022110

(その他) ※上記窓口で納得がいかない場合

横浜市福祉調整委員会	電話	045-671-4045
------------	----	--------------

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 〒236-0046 横浜市金沢区泥亀 1-15-2 ひいちやビル 3F
事業者（法人）名 有限会社青空
代表者職・氏名 代表取締役 山口ひとみ 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、
私が本人に代わって署名押印をいたしました。

立会人又は代理人
住所
本人との続柄
氏名 印